

公共施設の使用料等の見直しに関する基本方針



令和8年3月

香南市

はじめに

令和7年10月に策定した「第三次香南市行政改革大綱」において、適正な財政運営を推進するため、重点項目「次世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の実現」の一つに受益者負担の適正化を掲げていることから、使用料等の見直しを図ることとしました。

これまでの使用料等の見直しについては、令和元年の消費税の改正以降、定期的な見直しは実施しておらず、統一的な基準がない料金設定や、減免等の基準も施設ごとの基準により幅広く認めている状況にあります。

令和7年3月策定の「公共施設等適正配置計画」においても、公共施設（一般会計）の今後32年間の更新費用予定額は約1,653億円で、1年当たり52億円が必要と試算されるなど、市の施設の維持管理には多額の費用が必要となる見込みです。

公共施設等適正配置計画に基づく施設の総量の縮減等により更新費用の縮減を進めていきますが、それでもなお、現在の使用料収入で施設を将来にわたり維持していくことは非常に困難な状況にあります。

また、維持管理費と使用料収入の不足分を税金等で賄うことは、結果として、社会福祉等の本来公共が負担すべき財源を圧迫するほか、更新費用の負担を将来世代へ先送りしてしまうこととなり、将来にわたる安定した公共サービスの提供が難しくなります。継続して安定した公共サービスの提供を可能とするためにも受益者負担の適正化を図る必要があることから、以下のとおりその趣旨を示し、基本的な考え方により使用料等の見直しを行うこととします。

(1) 受益者負担の適正化と公平性の確保

公共施設の運営にかかる経費は、税金によって支えられています。しかし、全ての経費を税金のみで賄うことは、施設を頻繁に利用される方と利用されない方の間で、負担の不均衡を招くこととなります。そのため、直接サービスを受ける方に経費の一部を負担していただくことで、市民全体の負担の公平性を保ちます。

(2) 社会情勢の変化への対応

物価高騰の影響で、施設の電気代や燃料費、修繕にかかる資材費が上昇し、施設の老朽化に伴う対策や、その施設に関連する人件費の上昇により、維持管理コストも増大しています。公共施設を安全に、かつ未永く次世代へ引き継いでいくためには、現在の物価水準に見合った適正な価格設定への見直しが不可欠です。

(3) 今後の取組と配慮事項

今回の見直しに当たっては、算定の根拠を明確に示し、どなたにも納得いただける透明性の高いプロセスを進めてまいります。

また、市としても、効率化や経費削減を継続し、運営の適正化に努めます。改定に当たっては、利用者への急激な影響を抑えるための緩和措置（段階的な改定など）を講じ、市民の理解を得られるよう努めます。

1 基本的な考え方

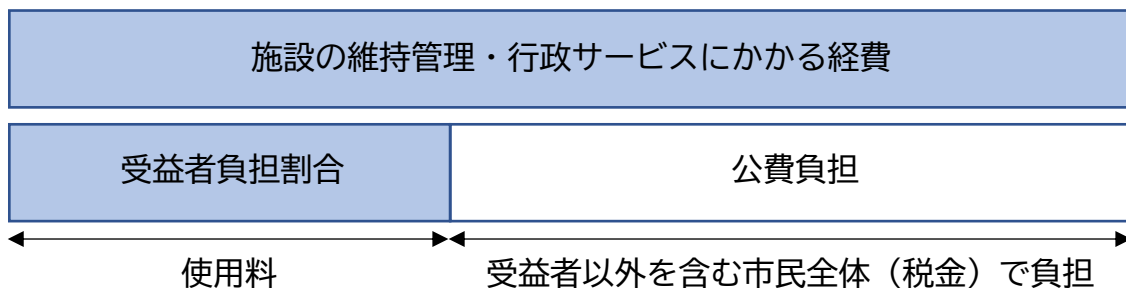
(1) 受益者負担の適正化について

公共施設の運営には、その維持・提供のために多額の経費を要します。現在、これらの費用の多くは公費（税金）によって賄われています。

この公費は、施設を直接利用されない市民の税金も含まれた貴重な財源です。もし、全ての経費を公費のみで賄うことになれば、特定のサービスを利用される方が、利用されない方々の負担によって利益を得るという構図になり、市民間での不公平を招くことになります。

市では、こうした負担の不均衡を是正し、行政サービスの公平性を確保するため、直接サービスを受けられる方に経費の一部を相応にご負担いただく「受益者負担の原則」を、算定の基本ルールとします。

◇経費負担のイメージ



(2) 算定根拠の透明性と公平性の確保について

市民に適正な負担をお願いするに当たっては、その算定根拠が明確であり、客観的な公平性が保たれていることが不可欠です。

そのため市では、施設の維持管理やサービスの提供に要する「原価（コスト）」を改めて精査し、そのうちのどの程度を「受益者負担」として設定すべきか、全庁的に統一した算定ルールを定めました。

このように料金決定のプロセスや考え方をあらかじめ公開し、透明性を確保することは、行政としての重要な説明責任であると考えます。根拠に基づいた適正な料金設定を行うことで、信頼に資する、公平で開かれた行政運営を推進します。

(3) 市としての効率的な運営への取組

市民に適正な負担をお願いするに当たり、市においても、これまで以上に徹底した効率的な運営を推進する責務があると考えます。

施設の維持管理やサービス提供に要する経費が料金算定の基礎となることを踏まえ、内部業務の効率化や経費の削減を組織的に実施します。

併せて、単なるコスト抑制に留まることなく、公共サービスの質を確保し、市民の利便性向上に資する体制整備を継続して進めます。常に運営の最適化を図り、無駄を排した持続可能なサービス提供体制の構築に努めます。

(4) 消費税の取扱いについて

使用料の算定に当たっては、消費税相当額を原価に適切に反映いたします。行政が施設を維持管理し、サービスを提供するためには、資材の購入や業務の外部委託などが必要であり、市もその対価として消費税を負担しています。こうした「サービスの維持・提供に要する直接的なコスト」を利用者の方にも公平にご負担いただくため、消費税分を含めて算定しています。

今後、国の税制改正に伴う消費税率の引き上げ等が行われた場合においても、その変化を適正に反映し、常に実情に即した料金設定を行います。

2 使用料

(1) 「使用料」の定義について

「使用料」とは、市の行政財産や公の施設を利用する際に、その対価として徴収する金銭を指します（地方自治法第225条）。これらは、利用の形態により大きく以下の2種類に分類されます。

① 公の施設を利用するための料金

公民館や体育施設（体育館、テニスコート等）など、特定の目的のために設置された施設を利用する際に受益者が負担するものです。

② 土地や建物を借りるための料金

行政が管理している土地や建物の一部を、許可を得て特別な目的で借りる場合に受益者が負担するものです。これは、不動産の貸付料としての性格を強く持つものとなります。

このように、市民全体の財産である施設等を直接活用される方に、その維持管理に要する経費の一部を適正にご負担いただくものが「使用料」です。

(2) 本方針の対象となる施設について

本方針に基づく料金の見直しは、原則として「会議室やホールの貸出し（貸室・貸館）を行う施設」を対象としています。ただし、施設運営の目的や根拠法令に基づき、以下の施設については本方針の共通ルール（算定式）は適用せず、個別の検討対象とします。

①法令により使用料の徴収が制限されている施設（例：小中学校、図書館等）

②不特定多数の市民が自由かつ日常的に利用することを目的とした施設（例：公園等）

③福祉政策や生活基盤としての性格が強く、個別の料金体系が必要なもの（例：市営住宅、保育所、放課後児童クラブ、駐車場、墓地、火葬場等）

④インフラ施設（道路、上下水道等）

なお、これらの「対象外」とされた施設についても、本方針の算定ルールは適用しませんが、社会情勢の変化や維持管理コストの状況に応じ、各施設の特性や設置目的に基づいて適切に料金を見直しを図ります。

(3) 指定管理者が運営する施設（民間委託施設）の取扱いについて

民間企業や団体等が市に代わって管理運営を行う施設（指定管理者制度導入施設）についても、物価高騰等の社会情勢による影響は同様であるため、本方針の見直し対象に含めることとします。

ただし、これらの施設の料金設定に当たっては、制度上の特性を踏まえ、以下の手順により適切に運用します。

①利用料金の「上限額」の設定

条例に基づき、市が利用料金の上限額を設定します。今回の見直しルールは、まずこの「上限額」に反映されます。

②実際の利用料金の決定

実際の施設の利用料金は、市が設定した上限額の範囲内で、施設を運営する指定管理者と市が協議を行い、個別に設定します。

③運営経費（指定管理料）への反映

市が指定管理者に支払う運営経費を算出する際は、適正な料金収入があることを前提として計算を行います。これにより、施設運営に投じられる公費負担の適正化を図ります。

このように、運営形態が異なる施設であっても、受益者負担の適正化という基本方針に基づき、一貫した考え方で料金の見直しを進めます。

(4) 施設別の受益者負担割合の設定について

受益者負担の原則に基づき、利用者の方に応分の負担を求めますが、その割合を全ての施設で一律（例：一律5割負担等）に設定することは適切ではありません。市の施設には、行政関与の必要性が高い福祉施設から、民間が類似サービスを提供しているレジャー施設まで、多様な設置目的があるためです。

そのため、市では各施設の性質を「必需性」と「市場性」の二つの視点から客観的に評価し、以下のとおり段階的な負担割合を設定することとしました。

①分類における二つの視点

ア：生活における必需性

【必需的】 必需性が高い施設

市民が日常生活を営む上で必要不可欠な施設。これらは公費（税金）による負担割合を高く設定し、利用者負担を低く抑えます。

【選択的】 必需性が低い施設

利便性や快適性の向上など、個人の意思で選択的に利用する施設。これらは、利用される方に相応の負担を求めます。

イ：市場性（民間サービスの普及状況）

【市場的】 市場性が高い施設

民間においても広く提供されており、行政と民間が競合する施設。民間の事業活動への影響や利用者間の公平性を考慮し、受益者の負担割合を高く設定します。

【非市場的】市場性が低い施設

民間では提供が困難であり、主として行政が担うべき施設。これらは公費による負担割合を高く設定します。

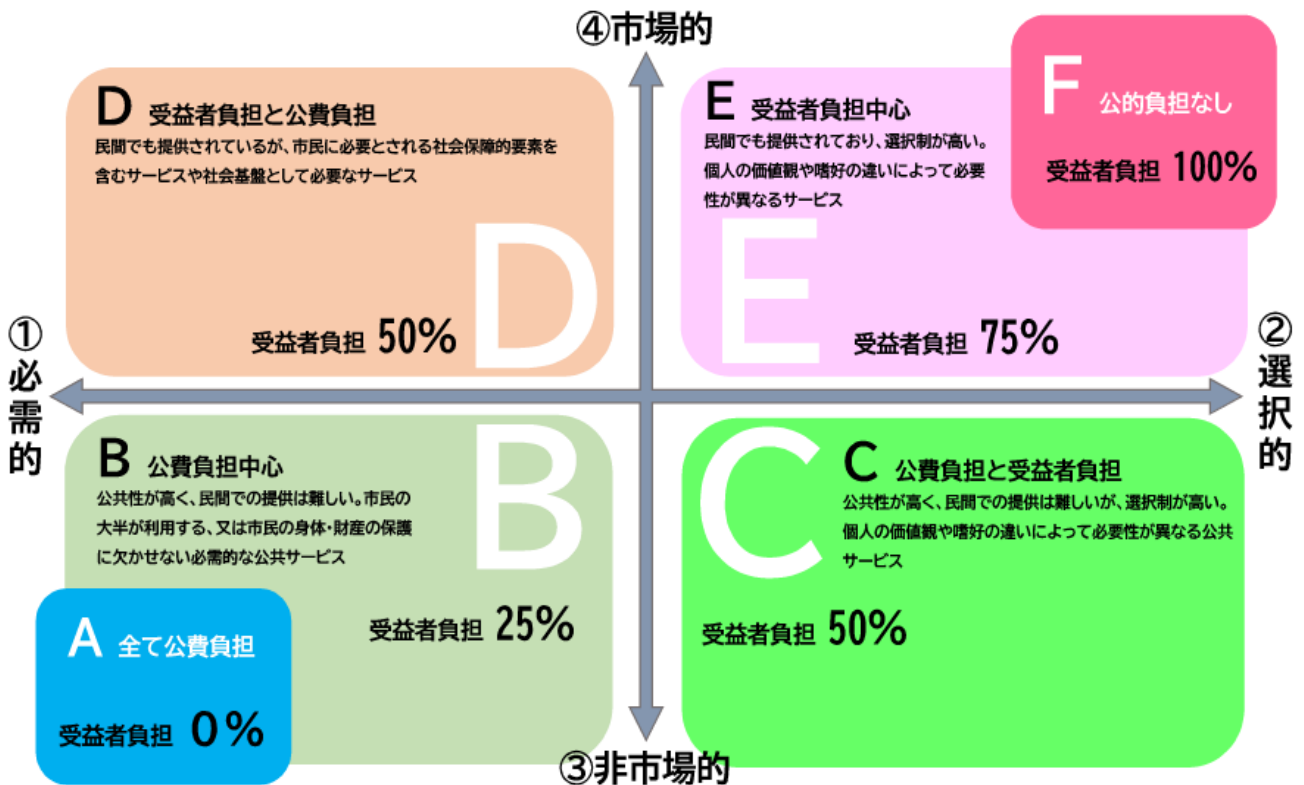
②性質別による六つの区分管理

上記の「必需性」と「市場性」の組合せにより、市内の施設をAからFまでの六つの区分に分類します。この区分ごとに、0%から100%の範囲で適正な受益者負担割合を設定します。施設の設置目的や利用実態に即した負担の仕組みを構築することで、バランスの取れた公平な料金体系を運用します。

◇当市の公共サービスの性質による分類の考え方

- ①市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス…（必需的）
- ②より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス…（選択的）
- ③民間では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス…（非市場的）
- ④民間でも提供可能なサービス…（市場的）

<性質別による六つの区分と受益者負担割合>



(分類対象外)
本庁舎等、行政施設の余剰部分で使用や貸付けができる施設

(5) 使用料の算定方法について

施設の安定的な維持管理と継続的な提供を図るため、使用料は以下の算定式に基づき、客観的な根拠をもって算出します。

【使用料 = 施設運営に要する経費（原価） × 受益者負担割合】

①原価の対象となる経費

使用料の基礎となる「原価」は、日々の運営に直接要する経費に加え、将来にわたる施設の安全性を確保するために必要な以下の経費を積み上げて算出します。

- ・ 経常的な維持管理経費：光熱水費、清掃・警備等の委託料、消耗品費、修繕費など
- ・ 施設管理に係る人件費：施設の管理運営に従事する職員等の費用
- ・ 減価償却費：施設整備や大規模改修に要した費用を、建物の耐用年数に応じて分割して計上するもの。施設を長期間にわたり使用することを踏まえ、現在の利用者と将来の利用者との間で負担の公平性を確保するために算入します。

②原価の算定区分

施設の利用実態に応じ、以下の二つの区分により「単位当たりの原価」を算出します。

ア：占有利用施設（ホール、会議室等）

特定の区画を専用して利用する形態のため、「面積」及び「時間」を単位として経費を算出します。

【 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの経費 × 利用面積 × 利用時間】

イ：個人利用施設（入館料、トレーニングルーム等）

不特定の個人が同時に利用する形態のため、「利用者一人当たり」の経費を算出します。

【原価 ÷ 年間の利用者数(直近3年間の平均)】

施設ごとの実情を反映した透明性の高い算定を行うことで、根拠に基づいた適正な料金設定を推進します。

(6) 無料施設等の適正化

現在、無料となっている施設についても、受益者負担の原則及び公平性の観点から、利用者の方に一定の負担を求めるべきものについては、新たに有料化（一部使用料の設定）を検討します。

また、土地、建物などの目的外利用については、香南市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成18年香南市条例第51号）に基づき、積極的に使用料を徴収していくものとします。

(7) その他の料金設定に関する調整基準について

基本的な算定方法に加え、利用の目的や形態に応じて、より公平かつ効率的な施設運用を行うための調整基準を設けています。

①入場料徴収及び営利目的での利用について

プロスポーツやコンサートなど、入場料を徴収して開催される事業、または商品の販売や宣伝といった営利・営業を目的とした利用については、通常の料金に一定額を加算する「割増し料金」を設定できるものとします。公共施設を活用して収益を得る場合には、通常の利用を

上回る相応の負担を求めることが、市民全体の公平性の観点から適正であるという判断に基づいています。

②時間帯及び曜日による料金格差について

使用料の原価算出においては、原則として全時間帯・全曜日を均一に扱います。ただし、特定の時間帯への集中を緩和し、施設全体の稼働率を向上させる必要がある場合は、施設の特性に応じて時間帯や曜日ごとに料金格差を設けることができるものとします。これは、利用の分散を促し、より多くの市民が効率的に施設を活用できるようにするための調整措置です。

③料金区分の設定について

使用料は、利用実態に合わせた「1時間単位」での設定を基本とします。ただし、施設ごとの利用形態（午前・午後・夜間にわたる連続利用など）を勘案し、時間帯による区分設定が適当であると判断される場合は、これまでの利用慣習や利便性を考慮した料金区分を設定できるものとします。また、エアコン等のコストが発生する館内施設の使用については、その設備の利用の有無にかかわらず使用料へ含めて設定できるものとします。

④利用者区分による乗率

受益者負担の公平性を確保するために、利用者区分による乗率は次のとおりとします。

(1)市民以外の利用者区分を設定する場合

市民料金の3倍までとする。

(2)営利目的の利用者区分を設定する場合

市民料金の3倍までとする。

(3)年齢による利用区分を設定する場合(未就学児は無料)

	大人	高校生	小中学生
乗率	1.0倍	0.5倍	0.25倍

(4)個人、団体(団体割引)の利用者区分を設定する場合

団体割引後の料金は、個人料金の0.8倍までとする。

⑤算定の例外

算定の結果と異なる使用料を定める場合は、政策的な観点からの利用促進など施策の事業も考慮して、別途協議し、決定します。

3 急激な負担増を抑制するための「激変緩和措置」について

今回の見直しによって算出された「適正な料金」が、現在の料金水準を大幅に上回る場合、市民生活への影響が極めて大きくなることが想定されます。そのため市では、段階的な改定を行うための「激変緩和措置」を設け、以下のルールに従って調整を実施します。

(1) 料金改定幅の抑制

算定された新料金が現在の料金を大きく上回る場合であっても、今回の改定においては、原則として「現行価格と新価格の差額の2分の1」を上乗せする範囲に留めます。

また、極端な価格変動を防ぎ、施設運営の安定性を保つため、改定価格に対して以下のとおり「上限」及び「下限」を設定します。

- ・上限：現行価格の1.5倍まで
- ・下限：現行価格の0.5倍まで

※なお、近隣の類似施設や類似事務の料金と比較して著しく均衡を欠く場合などは、必要に応じて「1.25倍」を上限とするなど、より慎重な調整を行います。このように、複数回の見直しを経て、中長期的な視点で段階的に「適正な負担額」へと近づけます。

(2) 個別事由による調整

全ての料金を機械的に決定するのではなく、各施設や事務の特性、利用状況などの現状を踏まえ、必要に応じて個別の調整を行うものとします。

4 料金見直しのサイクルについて

社会情勢は絶えず変化しており、施設の運営に要する光熱水費や人件費などの経費も、その時々之物価水準等の影響を強く受けます。今回改定する料金が、将来にわたり実情と乖離することのないよう、市では「3～5年ごと」を目安とし、定期的かつ継続的な検証を行い必要な見直しを実施します。

これにより、維持管理に要する最新の原価を適切に料金へ反映させ、常に「公平かつ適正な受益者負担」の状態を維持します。

なお、この期間内であっても、経済情勢の激変等により大幅な物価変動が生じた場合には、時期を早めて機動的に見直しを実施するなど、社会情勢の変化に柔軟に対応します。

5 使用料等の減免の見直しについて

使用料の減額又は免除(以下「減免」という。)制度は、地域や団体活動の支援・促進や公共施設の利用促進などに一定の効果をもたらします。しかし、今回の見直しにより、施設使用料については、利用者と未利用者の均衡を考慮しながら、将来にわたり安定した公共サービスが提供できるように、施設の設置目的に沿って性質別負担割合(公共と受益者の負担割合)を加味した算定としています。算定された使用料に減免制度を適用することは、既に性質別負担割合による一定の公的負担があるところに、減免による減収分について更に税金等の公費負担をすることになるため、二重の減免といえ、公費負担の増、すなわち施設未利用者の負担を増やす結果となってしまいます。

よって、受益と負担の公平性を保つため、減免制度は「受益者負担の原則」の例外として、慎重な適用が必要であり、政策的かつ特例的な措置であることから、基準の統一化を図るため減免率については、原則、免除(100%)、減額(50%)の2段階とします。

(1) 免除ができるもの

- ① 市が行政目的で利用する場合(主催、共催を含む)

- ② 町内会、自治会及びまちづくり協議会がまちづくりに関する活動かつ公益性のある活動で利用する場合
- ③ 公共施設の管理運営団体が公共用目的で利用する場合

(2) 減額ができるもの

減額の適用に当たっては、市の行政活動に関わるもの（公共的団体が団体本来の目的に沿って公益性のある活動で利用する場合）又は国、他の地方公共団体又はこれらの機関が行政目的で利用する場合を基本とし、受益者負担と公費負担を等分することから一律50%とします。

※施設利用者への負担の増加や利用者減少を防ぐため、現行の減額率から最長3年間で段階的に50%に変更するといったいわゆる激変緩和措置を講ずることができることとします。

※公共的団体とは、「農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否かを問わない。」（行政実例より）とされており、その種類は非常に多岐にわたっています。しかし、その団体が公共的団体と位置付けられるかについての具体的な基準が明確になっているわけではありません。そこで、

- ① 設置について市の意思が関与している団体
- ② 市の区域をもって設置する法的根拠がある団体
- ③ 市の事業に大きく関与している団体

に限定して「公共的団体」と位置付け、使用料等を減額とすることとします。なお、公共的団体であっても、公の施設の設置目的と合致しない場合については、免除や減額の対象としません。

(3) 施設ごとの減額免除規定

公の施設には、多様な設置目的があり、そこには多様な利用主体が存在します。

したがって、(1)～(2)で示す2種類の統一的な減免基準のみでは、施設運営に支障が出るのが想定されるため、基準以外の減免を施設ごとに設けることができる仕組みを構築することにより、適切な対応ができることとします。

基準以外の減免を設ける場合には、施設所管課が次のルールにのっとり施設独自の減免を規定することとします。

